

令和5年6月27日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 山下芳一

民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第40号	精華町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第41号	精華町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第42号	精華町税条例一部改正について	原案可決
議案第43号	精華町子どもの医療費の助成に関する条例一部改正について	原案可決
議案第44号	精華町防災食育センター設置条例制定について	原案可決
議案第48号	令和5年度精華南中学校第I期便所改修工事請負契約の締結について	原案可決
議案第49号	精華町立精北小学校給食室食器食缶洗浄機の取得について	原案可決

議案第51号	令和5年度山田荘小学校南校舎便所改修工事請負契約の締結について	原案可決
--------	---------------------------------	------

【委員会報告】

議案第40号	精華町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	原案承認
--------	------------------------------------	------

【概要】 精華町税の優良住宅地に関するなどの個人町民税関係、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置などの固定資産税関係、グリーン化特例に係る軽自動車税関係に関するもの。

Q 個人町民税関係、固定資産税関係、軽自動車税関係の適用期限が延長されるが、その理由は。

A 個人町民税関係に関わる優良住宅地造成などの特例及び軽自動車のグリーン化特例、それぞれ税制面における施策の後押しで制度が設置されており、引き続き国において所管する省庁と財務省、総務省の協議の結果、施策が延長された。

《 討論なし 》

議案第41号	精華町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	原案承認
--------	--	------

【概要】 課税限度額の見直しで後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円とすることと、低所得者に係る国民健康保険税軽減措置の見直しに関するもの。

Q 本会議で上限が変更されることによる所得収入層の話があったが、仮に限度額がなくなった場合、税の収入額はどの程度か、データがあれば示してほしい。

A データを持ち合わせていない。

《 討論なし 》

議案第42号	精華町税条例一部改正について	原案可決
--------	----------------	------

【概要】 森林環境税などの個人町民税と軽自動車税に関するもの。

Q 森林環境税の納税を免除される方はどのような立場の方か。

A 収入所得で非課税になられる方である。

Q 森林環境税がつくられたのは、地球温暖化防止や災害防止などの観点から、森林の機能保持を害している、例えば排ガスを出している自動車を運転する企業や事業目的で森林を伐採する企業は課税されない。法人課税はないのか。

A 見込みのとおりである。

《 反対討論なし 》

◀ 賛成討論あり ▶

- 森林環境税の目的は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益機能を維持・増進する目的で創設されたとなっており、この目的を否定するものではないが、その負担を誰にどのような手法で求めるのかということが問われている。目的を害する行為、特に開発や森林資源を経済活動のために利用しているもの、つまり温室効果ガスを多く排しているものが負担すべきといえるが、今回の森林環境税の場合、原因者に適切に負担を求めているという問題点がある。また、我が国の森林所有者が林業経営に積極的にならない背景として、木材の輸入自由化で安い外国産の木材が多量に輸入され、木材価格が下落し、国内の林業経営が成り立たないということがある。また、この税に関して、府県税と二重課税ではないかとの問題や、配分に関しては、人口割があり、森林保全をする目的でありながら、森林の少ない都市部に重点的に配分されるという状況もある。その結果、税の使い道がなく、基金として積み立てられているという問題が指摘されている。この税の目的である地球温暖化防止や災害防止の機能を維持するために、林業振興の支援策や、問題点の改善に努めることを求めて、賛成する。

議案第43号	精華町子どもの医療費の助成に関する条例一部改正について	原案可決
--------	-----------------------------	------

【概要】 子供の医療費助成の満15歳を満18歳に改めるもの。

Q 3月に当初予算に出されている条例改正案をなぜ6月会議に出してきたのか。

A 特別な理由はない。

Q 特別な理由がないならば、どうして4月、5月の会議に出さなかったのか。

A 当初予算の折は京都府制度の全容が見えていなかった。その後、京都府制度が確立されて、調整し、前倒しで10月実施予定を9月に1か月早めた。

◀ 討論なし ▶

議案第44号	精華町防災食育センター設置条例制定について	原案可決
--------	-----------------------	------

【概要】 精華町防災食育センターを設置するための条例制定案。

Q 食育の主体は誰か。

A 住民である。

Q 食育の主体が住民なら、365プロジェクトで活動している団体がどうして防災食育センターを利用できないのか。

A 住民の方に自由に入ってもらい貸し館業務を行わないのは、防災食育センターの平時の機能として、学校給食を安全に衛生的に行う目的がある。玄関が1つなので、

少しでも感染の危険を避けたい。2階の多目的室については、行政が行う食育の行事、または行政と食育関係の団体が共催で行う行事、これで利用する。団体の利用に当たっては、食育の関係部署と相談してもらい調整していく。

《 反対討論なし 》

《 賛成討論あり 》

- 本会議においても、委員会においても質問がありました防災食育センター2階の多目的室についてであります。

町は、食育活動の主体は住民であると明確に答弁しています。一方で、食育活動の拠点が欲しいという住民の声があります。議案第44号参考資料の1の3で、他の自治体の類似する施策との比較検討として、福岡県行橋市などを上げています。実は、参考とした全国の防災食育センターの中には、住民が自ら使える部屋を確保しているところもあります。なぜそういうことを知っていながらこのようなセンターを参考にしなかったのでしょうか。公共施設と公用施設との違いは理解をしています。住民が使うことが可能なセンターも多くあるわけですから、住民が使えるようにすべきだと考えます。

条例案の第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則及び教育委員会規則で定めるとあります。町の明確な答弁にありますように、食育活動の主体は住民です。できる施設は防災食育センターです。答弁と行動とを一致させて、住民が使えるようにすべきであることを申し述べて賛成討論とします。

議案第48号	令和5年度精華南中学校第I期便所改修工事請負契約の締結について	原案可決
--------	---------------------------------	------

【概要】 精華南中学校のトイレ洋式化の第1期工事に関わるもの。

- Q 和式トイレが男子トイレの場合は約3分の1、女子トイレの場合は5分の1となり、和式トイレの割合が高い、子供たちの生活実態に合っていないと思うが、その理由は。
- A それぞれのトイレに和式を1つ残す方針である。文部科学省も和式は一定残すように言っているので、3つのうち1つが和式という考えではなく、トイレに行けば和式があるという、そういうふうな考えである。洋式トイレは多くするが、和式トイレは1つでよいという考えである。
- Q 一般住民が使うことも考えて、今回の改修や今後の改修でオストメイト等の設置予定はあるのか。
- A 今のところオストメイト等は考えていない。

《 討論なし 》

議案第49号	精華町立精北小学校給食室食器食缶洗浄機の取得について	原案可決
--------	----------------------------	------

Q 食器食缶洗浄機は、従来のものに比べて機能が高く、人の手間を省けるような作業効率を高める機種なのか。

A 幾分洗う速度は速いが、人の手間を省けるようなものではなく、また、そのような機種もない。

《 討論なし 》

議案第51号	令和5年度山田荘小学校南校舎便所改修工事請負契約の締結について	原案可決
--------	---------------------------------	------

【概要】 山田荘小学校のトイレ環境の改修工事に関わるもの。

《 質疑・討論なし 》